

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第40号
事故等名	押船第十八日好丸錨索・漁船正栄丸衝突
発生年月日時刻	平成20年12月18日06時00分ごろ
発生場所	大分県国東市安岐埼沖灯浮標から真方位252° 1,600m(安岐漁港) (概位 北緯33° 27.9'、東経131° 43.8')
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月5日門司・地方事故調査官が、海難報告書を入力し、3月9日及び同月10日A船の船舶所有者代表者及びB船所属の漁業協同組合漁船保険担当者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし
事実情報	
船種・船名・総トン数	A 押船 第十八日好丸 19トン
船舶番号	3968
船舶所有者等	株式会社山口産業(船舶所有者)
船種・船名・総トン数	B 漁船 正栄丸 4.98トン
漁船登録番号	OT3-8735
船舶所有者等	個人所有
船種・船名・総トン数	
漁船登録番号	
船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士
負傷者	A なし B なし
損傷	A なし B 推進器に曲損
事故等の経過	A船は、操舵室を無人として、安岐漁港の漁港整備工事区域内で錨泊中、B船は、船長1人が乗り組み、針路を東に向け、約3ノットの対地速力で、安岐漁港内の工事区域外の海域を航行中、平成20年12月18日06時00分ごろ、工事区域外の海域に伸びていたA船の錨索とB船が衝突した。 当時、天候は晴れで、風はなく、潮候は低潮時であった。

分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 発生場所付近は漁港の出入口で、当時、漁港整備工事が行われており、同工事区域の境界を示す小型灯浮標が設置されていた。A船は、工事区域内に錨泊していたが、1個の錨が工事区域外の海域に投下されていたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が工事区域外の海域に投錨したため、航行中のB船とA船の錨索とが衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	